

平成 17 年 8 月 24 日

各 位

株式会社 宮 地 鐵 工 所  
代表取締役社長 縣 保 佑

### 当社に対する行政処分(指名停止措置)の変更について

先般、当社は、公正取引委員会から告発されたことにより、国土交通省から平成 17 年 5 月 26 日付で行政処分（指名停止措置）を受け、その後平成 17 年 6 月 17 日付で指名停止期間の加重変更の処分を受けました。今般、日本道路公団発注の鋼鉄製橋梁工事入札に関して独占禁止法違反容疑で公正取引委員会より告発されたことにより、同省から平成 17 年 8 月 23 日付で、以下のとおり指名停止期間の加重変更の処分を受けましたので、ご報告いたします。

#### < 行政処分（指名停止措置）の内容 >

地方整備局等	指名停止期間
東北地方整備局 関東地方整備局 北陸地方整備局	12 箇月間（10 箇月間から延長） 平成 17 年 5 月 27 日（金）から 平成 18 年 5 月 26 日（金）まで
中部地方整備局 近畿地方整備局 中国地方整備局 四国地方整備局 九州地方整備局 国土技術政策総合研究所 北海道開発局	8 箇月間（6 箇月間から延長） 平成 17 年 5 月 27 日（金）から 平成 18 年 1 月 26 日（木）まで

当社に対する再度の行政処分の変更という事態を厳しく受け止め、今後はコンプライアンスの意識向上・強化により一層注力して早期の信頼回復に努めてまいります。

以 上